様式第4号（第5条関係）

　番　　　　　号

　　年　　月　　日

　様

八頭町長

年度八頭町アートスタート活動支援事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付で申請のあった　　年度八頭町アートスタート活動支援事業については、八頭町補助金等交付規則（以下「規則」という。）第６条第１項の規定により、下記のとおり決定しましたので、同規則第８条の規定により通知します。

（担当・連絡先：　　　　　　　　　　）

記

1　補助金等の対象となる事業は、　　年　　月　　日付で申請のあった　　年度八頭町アートスタート活動支援事業として、その内容は申請書の内容欄記載のとおりとする。

2　補助事業等に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。ただし、事業の変更申請がなされた場合には変更後の額とし、別に変更通知するものとする。

補助事業等に要する経費　　 　金　　　　　　　　円

補助金等の額　　 　金　　　　　　　　円

3　補助事業者等は、規則及び八頭町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱に従うほか、補助事業の実施にあたって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 事業の実施に当たっては、参加対象者を団体の会員等に限定することなく、広く町民等に周知すること。

　(2) 作成・配布する広報物等（ポスター・チラシ等）には、「八頭町（鳥取県）アートスタート活動支援事業補助金」を活用している旨を明記すること。

4　この補助金等に係る会計帳簿及び証拠書類は、事業完了の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。